

総務協議会協議事項

日時	令和7年9月22日(月)
	本会議終了後
場所	第一委員会室

○ 所管事項の報告について

- 1 119番映像通報システムの運用について
- 2 「マイナ保険証を活用した救急業務の円滑化」(マイナ救急)実証事業について

119 番映像通報システムの運用について

1 システムの概要

119 番映像通報システムは、119 番通報の際に通報者のスマートフォンを通じて、現場の映像をリアルタイムで指令センターに送信できるシステムである。映像は音声とともに指令センターへ送信され、現場状況を指令管制員が即座に把握することが可能となる。

2 運用の効果

- ・救急現場において、言葉では説明しにくい傷病者の様子を現場から送信されてきた映像で確認することにより、傷病者の状態を迅速に把握するとともに、通報者へ適切な応急処置の方法を指導することができるようになること。
- ・通報者等が応急処置を実施する場合、現場から送信されてきた映像でその手技を確認しながら指導することができるほか、心肺停止が疑われる救急現場においては、心肺蘇生法の解説動画を指令センターから通報者に送信することも可能で、通報者は動画を確認しながら胸骨圧迫（心臓マッサージ）を行えるため、これまでの音声だけによる口頭指導よりも救命率の向上につながることを期待できること。
- ・火災などの災害において、通報者が送信した現場の状況を映像で見ることで、指令管制員が正確に状況を把握することができ、迅速、的確に必要な消防隊を出動させ、リアルタイムな状況を出動隊に提供することができるようになること。

3 映像送信の手順

- ①指令管制員が通報者からの聞き取りの中で、映像通報が有効だと判断した場合に、映像送信の協力を依頼する。
- ②通報者の了承が得られたら、SMS（ショートメッセージサービス）で映像送信用のURLを通報者へ送信する。
- ③通報者がURLをタップすると利用規約の画面が表示されるので「通信料は通報者負担であること」等の注意事項を確認し、問題がなければ「通報」をタップする。
- ④スマートフォンのカメラが起動し、現場の映像がリアルタイムで指令センターへ送信される。（事前にアプリのダウンロードは不要）

4 運用開始日

令和7年9月1日

5 その他

当該システムの運用に当たっては、通報者となりうる地域住民の理解と協力が必要不可欠であることから、新聞、テレビ等による広報のほか、市町村広報誌やホームページへの掲載、SNSの活用などにより広く周知していくものである。

119番映像通報システム

119番通報時に言葉では伝えきれない現場の状況をスマートフォンで撮影し、指令センターに映像を送信することができるシステムで、迅速な消防・救急活動に繋げることができます。



火災・災害



急病・怪我



事故・救助

指令管制員が通報者からの聞き取りの中で、映像通報が有効だと判断した場合に、映像送信の協力を依頼します。



1

通報者の了承が得られたら、ショートメッセージでURLを送信します



2

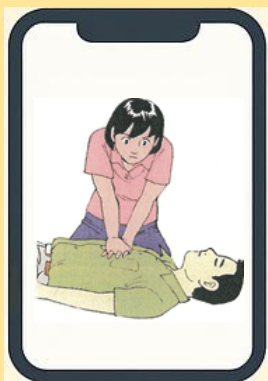
通報者はURLをタップし、利用規約画面の注意事項を確認し問題がなければ「通報」をタップ



3

カメラが起動し、現場の映像がリアルタイムで指令センターへ送信されます

※撮影中のパケット通信料は通報者の負担となります



👍 通報者等が応急処置を実施する場合、その手技を確認しながら指導することができます。

👍 心肺蘇生法の解説動画を指令センターから通報者に送信することも可能で、通報者は動画を確認しながら胸骨圧迫(心臓マッサージ)を行えます。

※事前にアプリのインストールは必要ありません。

「マイナ保険証を活用した救急業務の円滑化」（マイナ救急）実証事業について

1 実証事業の概要

総務省消防庁では、傷病者の健康保険証利用登録をしたマイナンバーカード（マイナ保険証）を救急隊がカードリーダーで読み取り、必要な医療情報を閲覧することで病院選定等に有益な情報を把握する取組（マイナ救急）を進めており、令和6年度までに全国67消防本部660救急隊が実証事業に参加し、令和7年度からは全国すべての消防本部（720消防本部）5,334隊が実証事業に参加することとなり、この実証事業の検証結果を踏まえ、令和8年度から本格運用を目指しているものである。

2 八戸消防本部の実証事業

- （1）実施期間 令和7年10月1日から令和8年3月31日まで
- （2）参加救急隊 広域管内すべての救急隊（市内7隊、市外9隊）
※消防本部の日勤者で編成する本部救急隊を除く。

3 マイナ救急により期待できること

- ・傷病者が疾病等で会話に支障がある場合でも本人情報を正確に把握できること。
- ・病院の選定や搬送中の応急処置をより適切に行うことができること。
- ・搬送先医療機関で治療の事前準備にいかすことができること。

4 実証事業の対象者

マイナ保険証を所持している傷病者

※原則、傷病者本人から実証事業への同意が得られること。ただし、生命、身体の保護のため必要な場合であって、傷病者が意識不明等のため同意を取得することが困難な場合に限る、同意なしで医療情報を閲覧することもできる。

5 その他

実証事業において、救急隊が傷病者の医療情報を取得するためには、原則として傷病者本人の同意を必要とすることから、新聞、テレビ等による広報のほか、市町村広報誌やホームページへの掲載、SNSの活用などにより広く周知していくものである。

マイナ救急の流れ



①マイナ保険証の提示



自分の病歴や飲んでいる薬を
救急隊に正確に伝えることができる

②目視による本人確認+口頭で同意確認



OK



(意識不明等の同意取得困難時に限り同意不要)

③救急隊の端末でカード読み取り

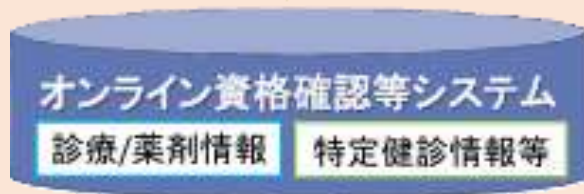


必要な医療情報を閲覧する

照会



回答



④病院選定及び応急処置+病院での事前準備



円滑な搬送先病院の選定や
適切な応急処置が実施できる



搬送先病院で治療の事前準備ができる

マイナ保険証がない場合や本人不同意の場合は、通常通りの救急活動

